

## NPO法人日本パーソナルセラピー協会 定款

### 【第1章 総則】

#### (名称)

第1条 この法人は、NPO法人日本パーソナルセラピー協会（以下、「法人」という。）と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を福岡市博多区に置く。

### 【第2章 目的及び事業】

#### (目的)

第3条 この法人は、広く市民や高齢者・障害者等に対して音楽や色彩などを利用した各種セラピーに関する事業やフリースクール、コンテンツの開発、インターネットによる情報提供などを行う事で、すべての人が精神的に自律して意思決定して行ける社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 情報化社会の発展を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 高齢者・障害者が利用しやすいコンテンツの開発及びソフトウェア配布、ならびに情報提供事業
  - ② 音楽や色彩などを利用した各種セラピーの施術事業及び講演会事業
  - ③ フリースクールの運営事業
  - ④ 子育てに関する講演会開催及び講師派遣事業
  - ⑤ セラピストの派遣及び育成事業
  - ⑥ 上記①から⑤の事業に関する広報事業
- (2) その他の事業
  - ① 物品販売事業
  - ② イベントの企画・開催事業
  - ③ 広告掲載事業

### 【第3章 会員】

#### (会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 個人賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人
- (3) 名誉会員 この法人の事業に大きく貢献すると理事会で認められた個人または団体
- (4) 団体賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会が定める入会申込書により、理事会に申込み、理事会は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき

#### (退会)

第10条 会員は、理事会が定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において4分の3以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 【第4章 役員及び職員】

#### (役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上 10人以内
- (2) 監事 1人

- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

### (役員を選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

### (役員職務)

第 15 条 理事長はこの法人を代表し、業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) この法人の会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況及又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

### (役員任期)

第 16 条 役員任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

### (役員解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において 3 分の 2 以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

### (役員報酬)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その役務を執行するに要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に事務局長その他の職員を置く。

### 【第5章 総会】

#### (総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

#### (総会の構成)

第22条 総会は、正会員を持って構成する。

#### (総会の機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (5) その他運営に関する重要事項

#### (総会の開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 第15条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

#### (総会の招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

#### (総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

#### (総会の定足数)

第27条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

#### (総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (総会の書面表決等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決事項について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事ができない。

#### (総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名押印をしなければならない。

### 【第 6 章 理事会】

#### (理事会の構成)

第31条 理事会は、理事を持って構成する。

#### (理事会の機能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の承認を要しない会務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第3項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき。

#### (理事会の招集)

第34条 理事会は理事長が招集する

- 2 理事長は第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由で理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その理事の議決に加わるることができない。

#### (議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をしなければならない。

### 【第7章 資産及び会計】

#### (財産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

#### **(資産の区分)**

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

#### **(資産の管理)**

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決によって別に定める。

#### **(会計の原則)**

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

#### **(会計の区分)**

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

#### **(事業計画及び予算)**

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

#### **(暫定予算)**

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### **(予備費の設定及び使用)**

第46条 予算超過又は予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### **(予算の追加及び更正)**

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

#### **(事業報告及び決算)**

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは次事業年度に繰り越すものとする。

#### **(事業年度)**

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるものほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において3分の2以上の議決を得なければならない。

### (定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

### (解散)

第52条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは正会員総数の4分の3以上の承諾を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは所轄庁の認定を受けなければならない。

### (残余財産の処分)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げる者のうち総会においてさだめるものに譲渡するものとする。

### (合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 【第10章 公告の方法】

### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報及びインターネットホームページに掲載して行う。

## 【第11章 雑則】

### (細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。



(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、下記のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日までとする。  
理事長：黒木 瑞  
理事：土斐崎由美  
理事：川原秀之  
理事：藤田良子  
理事：大島千代子  
監事：檜沢実由紀
- 3 この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

イ) 正会員	①入会金	5 0 0 0 0 円	②年会費	一口	3 0 0 0 0 円
ロ) 個人賛助会員	①入会金	1 0 0 0 0 円	②年会費	一口	1 0 0 0 0 円
ハ) 名誉会員	①入会金	0 円	②年会費		0 円
ニ) 団体賛助会員	①入会金	1 0 0 0 0 0 円	②年会費	一口	1 0 0 0 0 0 円
- 6 この法人の設立当初の主たる事務所の所在地は福岡市博多区東比恵 2 丁目 1 3 番 3 5 号ソレイユ東比恵 5 0 2 号とする。

…… 2014年現在の理事……

理事長：黒木 瑞

理事：土斐崎由美

理事：藤田良子

理事：辻野 忠

理事：工藤マリ

理事：田中真喜子

理事：田中恵子

監事：光永民恵

…… 2014年現在の所在地……

福岡市博多区博多駅東2丁目9番25号アバンダント84ビル418号